

但し幹部會の承認ある事を要す
第十一條 本組合員にして組合員たる者の資格を失ひたる者は駁退を命ず
第十二條 本組合員にして一旦駁退せし者の再加入は幹部會及理事會の承認あるを要す

第四章 組合員の權利義務
第十三條 本組合員は規定の組合費を毎月前納するの義務あるものとす
第十四條 本組合員は、役員の選舉権及被選舉権を有す
第十五條 本組合員は、規定に従ひ本組合の諸集會に出席し發言並に投票の権利を有す
第十六條 本組合員は本規約第六條に規定せる事業の特典に頂る権利を有す

第十七條 本組合員は規約並に決議による一切の補助を享受するの権利を有す
第十八條 本組合及決議を尊重し之を嚴守する義務あるものとす
第十九條 本組合の加入金及組合費は如何なる場合と雖も之を返せん
第五章 費 用

第二十條 本組合員にして、本組合に多大の貢献ありたる時、幹部會及理事會の決議により之を表彰す
第二十一條 本組合員にて、本組合の規約及決議に違反又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠ったものは、幹部會及理事會の決議により之を除名し又は其の権利を停止す

第六章 機 關
第二十二條 虚偽を以て会員金を請求或ひは之を受け又は故なく組合費二ヶ月分以上を譲納したる者は之を除名す
第二十三條 本組合の會議を分ちて左の五種とす
一、大 會 二、理 事 會 三、執 行 員 會 四、支 部 總 會 五、幹 部 會
一、大會は代議員及本部役員を以て組成、毎年一回組合員之を召集す。但し理事會必要と認めたる場合臨時之を開催する事を得
代議員は各支部代議員者及組合員三十名に一名の割合を以て選出す
大會の議長及副議長は出席代議員之を互選し議事は出席代議員の過半数を以て決す、可否同數なる場合は出席代議員の過半数を以て決す

合議長之を決す
但し議長は時宜に依り一人一票制に依り採決する事を得
二、理事會は大會に次、決議機關にして理事會に本組合本部役員を以て組織し、組合員之を召集す、理事は各支部組合員五十名迄一名百名迄二名以上百名を増す毎に一百名を増すの割合を以て選出す
三、理事會長は大會に於て選舉し本部の過半數を以て決す可否同數なる場合は議長之を決す
但し當分の間理事會を以て大會に代する事を得
三、執行委員會は組合長主事會計執行委員を以て組織し大會並に理事會決議に従き命令を執行す
四、支部總會は支部全員を以て組織し、年一回以上支部長之を召集

す
五、幹部會は其の支部幹部を以て組織し必要ある毎に支部長之を召集す
二、理 事 會 第二十四條 本組合に左の役員を置く
一、組合長 一名 二、主事 一名 三、會計 一名 四、執行委員 若干名 五、會計檢査役 四名
一、組合長は大會に於て選舉し本組合を代表し事務を統理し一切の責に任す
二、主事は大會に於て選舉し組合長を補けて事務を處理す
三、會計は大會に於て選舉し本組合部の會計を掌る
四、執行委員は大會に於て選舉し組合長主事と補けて會務を處理するものとす
「ハ」會計は支部總會に於て選出し支部會計を司るものとす